

## 任期制教員の任用等に関する細則

2010年5月19日 大学評議会承認

2010年6月18日 常務理事会承認

2010年7月23日 臨時理事会承認

### (目的)

第1条 この細則は、「任期制教員の任用に関する規程」に則って任用される教員（以下「任期制教員」という。）の任用等につき必要な事項を定めることを目的とする。

### (資格)

第2条 任期制教員は、高度な知識または豊富な経験を有する者で、各学部（含む教養教育センター）に関わる先端的、学際的または総合的な教育研究の分野・方法の特性にふさわしい優れた知識・実務経験・教育能力を有する者でなければならない。

### (年齢・任期)

第3条 任期制教員の就任時の年齢（当該年4月1日時点）は、教授は66歳以下とし、助教は56歳以下とする。

- 2 任期制教員の教授は、70歳に達する日の属する年度末を契約満了の日とする。
- 3 任期制教員の助教は、60歳に達する日の属する年度末を契約満了の日とする。
- 4 任期制教員の契約期間は、各年4月に始まり1年を単位として定める。
- 5 前項の規定にかかわらず、やむをえず年度途中で任用される教員の任用初年度については、当該年度末をもって1年とみなすものとする。
- 6 任期制教員の任期および再任等に関する事項は、別表に定める通りとする。
- 7 就任1年以上経過したのち、任期制教員は理事長に申し出ることによって、退職することができる。

### (任用手続等)

第4条 任期制教員の選考には、原則として本学教員選考基準を適用する。ただし、第2条に定める要件に鑑み相当の必要性が認められる場合にはこの限りではない。

- 2 任期制教員の任用は、学部（含む教養教育センター）の教授会で発議し、大学評議会の承認を得るものとする。また、教授としての任用には、さらに理事会の承認を得るものとする。
- 3 任期制教員の再任は、旧任期の最後の学期に開催される評議会で審議される。

### (任用の制限)

第5条 本学において専任講師以上の専任教員であった者は、退職後4年間は任期制教員となることはできない。任期制教員をその任期終了後、通常の手続を経た上で任期の定めのない専任教員として任用することは、これを妨げない。

### (所属・職務)

第6条 任期制教員は、任用手続が行われた学部（含む教養教育センター）に所属し、学部（含む教養教育センター）教授会の構成員となる。また、教授は、当該教授会が認めるときは、任期の定めのない教員に準じて当該人事教授会の構成員となることができる。ただし、任期終了後に任用または再任される専任教員に関わる人事教授会に出席し議決権を行使することはできない。

- 2 任期制教員の授業担当基準時間は、任期の定めのない専任教員に準じて、一週当たり

10時間の授業担当を基準とする。ただし、教授会が必要と認める場合には、任用時の個別の契約により週6時間までを下限として減ずることができる。

3 前項の担当授業時間数を減じた場合には、給与を減額する。

4 任期制教員は、授業担当のほか、各種委員会等の委員、入学試験関連業務およびその他所属学部（含む教養教育センター）長の指示に基づく職務について義務を負う。

ただし、本項の職務については、所属学部（含む教養教育センター）教授会の決定に基づき大学評議会の承認を経た後、個別の契約により一部を追加または免除することができる。

（就業規則の適用）

第7条 任期制教員には、特に定めのある場合を除き、「学校法人明治学院就業規則」を適用する。

（研究室）

第8条 任期制教員の教授には研究室の使用を認める。

2 任期制教員の助教には、共用で研究室の使用を認める。

（特別研究制度等）

第9条 任期制教員には、「在外研究員制度」および「特別研究制度」は適用しない。

（学長選挙資格等）

第10条 任期制教員は、大学評議員となることはできない。

2 任期制教員は、連合教授会での議決権を有しない。

3 任期制教員は、学長候補者選挙の選挙権を有しない。

（給与）

第11条 任期制教員の給与は、年俸制とし詳細は別に定める「任期制教員給与規程」による。

（所管）

第12条 この細則に基づく任期制教員の受入および契約等に関する業務は、人事部人事課がこれを所管する。

（細則の改廃）

第13条 この細則の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

## 付 則

1 この細則は、2011年4月1日から施行する。

## 別表

職位	任期	再任等に関する事項	根拠
教授	4年	可（1回，更新期間は4年以内）	大学教員任期法4条1項1号
助教	4年	可（1回，更新期間は4年以内）	大学教員任期法4条1項2号